

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称

那珂水道設備工業

郵便番号、住所

319-2192

那珂市瓜連 321

代表者氏名

那珂 太郎

電話番号

029-296-1941

指定申請書と同様の押印

法人：代表者印

個人：申請者印

一般公表は致しません

メールアドレス

〇〇〇. @▲▲. lg. jp

水道事業者（他指定を受けている水道事業者及び水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）
平成 30 年 11 月 12 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

未受講の場合の理由については、公表はしません

ホームページ等に掲載し、水道需要者に公表してもいいか？

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）
休業日： 日曜日、祝日 営業日： 月曜日～土曜日 8：30～17：00 修繕対応時間： 営業日の8：30～17：00
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕（土工事を伴わない）、 <input checked="" type="radio"/> 宅地内埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 ） 水道メーター ～宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造 ）
その他（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可 ）
緊急時連絡先 〇〇〇-XXXXX-〇〇〇〇（代表者携帯）

夜間・休日等の修繕対応時間などホームページ等に掲載し、水道需要者に公表してもいいか？

改造・・・増径によるバルブ止水栓取直し工事

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
那珂 太郎	給水装置工事の施行技術の向上研修等・・・ 〇〇管工事組合	H30.10.〇
那珂 二郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	H30.11.〇
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

過去5年以内の受講の有無
研修会毎に記載する
受講者名については、公表対象外とする
e-ラーニング、現地研修会で実施した
場合、修了省証などの写しなどで確認可

ホームページ等に掲載し、水道需要
者に公表してもいいか？

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第 36 条

給水装置工事に主に従事した者

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合はチェック欄にシ点

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
那珂二郎	○	○	給水装置主任技術者	H30
那珂三郎	○	○	配管技能士	H30
			ホームページ等に掲載し、水道需要者に公表してもいいか？	
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可				

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。